総務文教委員会記録

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審查

①追加議案第80号 光市学校給食施設用地造成工事請負契約の締結について

【説 明】呉橋学校給食センター所長 ~別紙説明書のとおり

【質疑】

○笹井委員

今回、低入札価格調査が行なわれたということで、スムーズに決まらなかったということです。今回の入札自体の流れで何件かお聞きしたいと思います。まず5社の指名競争入札になっているが、この5社というのは、だれが決めるのですか。

○林入札監理課長

この度の入札は、条件付き一般競争入札ですので、公告により参加申し出のあった5 社になったわけです。

○笹井委員

5 社から応募があって、その5 社がここに並んでいるという理解でよろしいか。

○林入札監理課長

そうです。

○笹井委員

次に、低入札価格調査になったということですが、低入札価格調査になる価格帯とい うのは、予定価格に対してどこからどこまでですか。

○林入札監理課長

低入札価格については、要綱によりまして、調査基準価格を設定しております。これはある算式によって求めるわけですが、この場合は、1億4,028万5,613円が基準価格になります。これ以下の入札を行ったものについて、低入札価格調査を行いました。

○笹井委員

わかりした。今回は、すべてそれ以下で入札されているので、全社が低入札価格調査になったということで理解しました。それで、調査のやり方についてお聞きしますが、この調査は、いつ、だれが、どういう形で行うのでしょうか。

○林入札監理課長

低入札になりますと、業者から見積内訳書、会社の状況等、提出書類をいただきまして、所管の方で、それが基準に合っているかどうかの判断をします。

○笹井委員

業者から見積りの内訳書を出して調査するということですが、それは入札の後だと思いますが、いつ、どういった形で、5社を一度にやられるのか。1社ずつ、日や場所を変えて行うのか教えてください。

○林入札監理課長

これは、所管の方で行いますので、はっきりわかりませんが、5社を一度でなく、時間を決めて、それぞれ5社に来庁していただき、聞き取り調査と提出書類の審査を行うと聞いております。

○笹井委員

わかりました。その調査が終わった後、最終的にこの摘要欄にあるように落札、不落 札を決めるわけですが、その会議はどういう形で行って、具体的に何月何日に決定され たのでしょうか。

○林入札監理課長

低入札の審議については、7月30日の指名審議会において、低入札の審議を行いました。低入札になった5社について妥当かどうかという判断をしました。

○笹井委員

7月30日に落札業者が決まったということでしょうか。

○林入札監理課長

7月30日に低入札については審議を終えました。次に総合評価という議題で落札者の決定について審議を行うわけですが、今回、業者に提出していただいた施工実績の証明の中で、過去5年間の公共事業で、土木工事、一万立方メートル以上の掘削、運搬の施行実績という項目の証明の内容が、不十分で判断できなかった3社について、追加資料を求めることを決定しました。それにより、8月17日を提出期限として3社から補足資料を求め、8月21日の指名審議会において、落札業者の決定をしたところです。

○笹井委員

わかりました。最終的には8月21日に決まったということですね。最後の質問です。 評価値の数字が出ておりますが、評価値の決め方というのは、公開されているのでしょ うか。また、この評価値は、私どもには、この議案で示されていますが、業者さん達に は、この評価値の通知はしているのでしょうか。

○林入札監理課長

この総合評価方式については、まず光市建設工事総合競争入札施行事務処理要領の中に、この項目があり、6月28日の指名審議会において、この方式でいくことが決定されました。結果的に加算点などのすべての数値については、ホームページで公表しております。

○笹井委員

説明が詳しすぎて理解できない部分もあったわけですが、評価値の決め方はすべて公開されており、今回の結果について、業者さんは何点で通った、落ちたというのは、点数まで含めて、わかっているということでよろしいですか。

○林入札監理課長

ご存じです。

○笹井委員

終わります。

○加藤委員

基本的なことをお聞きしますが、この入札にあたって、総合評価方式を導入された理由をお聞きしたい。

○林入札監理課長

総合評価方式については、内規で5,000万円以上の予定価格について、この方式を採用することになっております。 1億5,000万円以上のこの工事ですが、総合評価方式の中でも、より詳しい簡易型を採用しております。

○加藤委員

簡易型についてお聞きしますが、評価調書の中に、総合評価適用の理由があるわけですが、「本工事は、標準的な仕様で施工が可能であり、技術的な工夫の余地が小さい工事であるため、簡易型総合評価入札方式を適用するものである。」とありますが、簡易型を取り入れた理由は、いまの説明でよろしいですか。

○林入札監理課長

1億5,000万円という予定価格がありましたので、採用しました。

○山本総務部長

総合評価方式については、先ほど申しましたように、5,000万円以上は総合評価方式。 このうち、5,000万円から1億5,000万円までが特別簡易型。予定価格が、1億5,000万円 以上が簡易型で評価するということを内規で決めております。

○加藤委員

わかりました。この議案が、当初上程が出来なかった理由がいろいろとあると思うわけですが、この中で追加資料を提出するということがあったわけですが、この方式において、よくあることですか。あまり前例のないことではないかと思うが、どうですか。

○林入札監理課長

私が知っているかぎり、前例はありません。

○加藤委員

それは、どうしてそういうことが起こったと考えられますか。

○林入札監理課長

今回、1億5,000万円の多額な工事であることも含めて、単純に1万立方メートル以上のことがわからないという理由だけで、それが評価に値しないというのは、不具合であるということが審議会の中で審議されまして、それが決定したものであります。

○加藤委員

わかりました。これは指名審議会で決まるわけですが、これの議事録というのがある のでしょうか。

○林入札監理課長

議事録はありません。

○加藤委員

議事録がないということは、どういう形の会議でこれが決まると、私達は理解したらよろしいでしょうか。

○山本総務部長

どういう形の会議かということですが、指名審議会のメンバーが出された資料に基づきまして、それぞれの意見を重ねながら、結論を導き出すという会議であります。ただ、会議の内容が、いわゆる、意思形成過程の内容になりますので、これに関する議事録は作成しておりませんし、公表もしておりません。

○加藤委員

はい、わかりました。

○大田委員

今、1億4,000何がしか以下が、低入札価格になると言われましたが、それ以下にな

って失格というのがあるのですか。

○林入札監理課長

今回の場合は、判断基準額というものを設定しております。これは比較価格の77%以下ですが、それが不落札ということであります。

○大田委員

77%以下が不落札ということですが、今、不落札が2業者あるわけで、計算していないのでわかりませんが、77%以下なのですか。

○林入札監理課長

今回、判断基準額を下回った業者はありません。

○大田委員

そうすると、不落札になったこの2業者は、どういう理由で不落札になったのですか。

○山本総務部長

ただいま申しましたように、入札比較価格の77%以下が判断基準額でありますので、これを下回った札を入れられた業者については、不落札になります。ただ、併せて、各種工種の金額が設定してあります。内訳として、トータルで77%より上で、個々の工種の金額が、それぞれ設計金額の50%以上であるというのが、もう一つの要件でありますので、この2社については、その中の一部が50%を下回ったことにより、今回、不落札となったものであります。

○大田委員

そういう説明をしてもらえばわかります。それと、評価値が0.896で落札金額が1億2,095万円となっています。極端な例で言うと、不落札金額が1億4,000万円でも、とられたということですか。

○山本総務部長

極端な例でありますが、理論的にはありうると思います。

○大田委員

評価値が高ければ、それでもとられる、落札できるということですね。

○山本総務部長

はい、総合評価方式というのは、そういう仕組みです。

○大田委員

了解しました。

【討論】なし

【採 決】全会一致で「可決すべきもの」

以上